

「元気なうちから「認知症」の備え～成年後見制度について～」

文＝ 中寺 優介（社会福祉士）

成年後見制度とは

認知症などにより判断能力が低下した人、知的障がいや精神障がいのある人などの財産を管理し、不当な契約などから守ります。鍵措置驚く

認知症になった高齢者や判断能力に自信がない障がい者が自分らしく、地域で生活していくために利用できる制度です。



成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類あります。

○ 法定後見制度とは？

すでに判断能力が低下した人のための制度であり、本人の判断能力の程度に応じて次の3つに分類されます。親族等が家庭裁判所に申し立てをし、後見人等が選任されます。

後見 … 判断能力が全くない。自分の子どもが誰かわからない程に判断能力が低下した状態。

保佐 … 1万円と5千円の区別がつかないなど、著しく判断能力が低下した状態。

補助 … 預貯金の管理に不安があるなど、判断能力に少し心配がある状態。

○ 任意後見制度とは？

将来認知症などで判断能力が低下した場合に備え、本人が元気なうちに「後見人」になってもらう人を選び、「任意後見契約」を結んでおく制度です。

任意後見契約では、自分が認知症になったときにどんな生活をしたいかなどの内容を決めて「公正証書」の形式で契約します。本人の判断能力が低下した時に、親族が家庭裁判所に申し立てをし、「任意後見監督人」が選任されることで効力が発生します。

成年後見制度についての相談窓口

○ 成年後見制度全般、生活の不安や困りごとなど

羽幌町生活支援相談センター（羽幌町社会福祉協議会内） ☎ 69-2311

○ 高齢者の権利擁護、後見制度に関わる費用等についての助成

羽幌町地域包括支援センター（羽幌町すこやか健康センター内） ☎ 62-6021

○ 障がい者の権利擁護、後見制度に関わる費用等についての助成

福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004（課直通）